

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

わが国の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子どもの数)をみると、丙午(ひのえうま)の昭和41年を下回った平成元年の「1.57ショック」以後も低下を続け、平成17年には過去最低の1.26となり、少子化が一層進行しています。

こうした少子化の背景として、女性の社会進出や若い世代の価値観の多様化などによる晩婚化や未婚化に加えて、子どもを産み育てる環境の変化、子育てにかかる保護者の精神的・身体的負担や経済的負担、雇用不安などによる夫婦の出生力そのものの低下が指摘されています。

このような状況を改善するため、国において平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体及び常時雇用する労働者の数が300人を超える企業に次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられ、今後10年間の集中的・計画的な取り組みが推進されていくことになりました。

その後も国は少子化対策として、平成19年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。

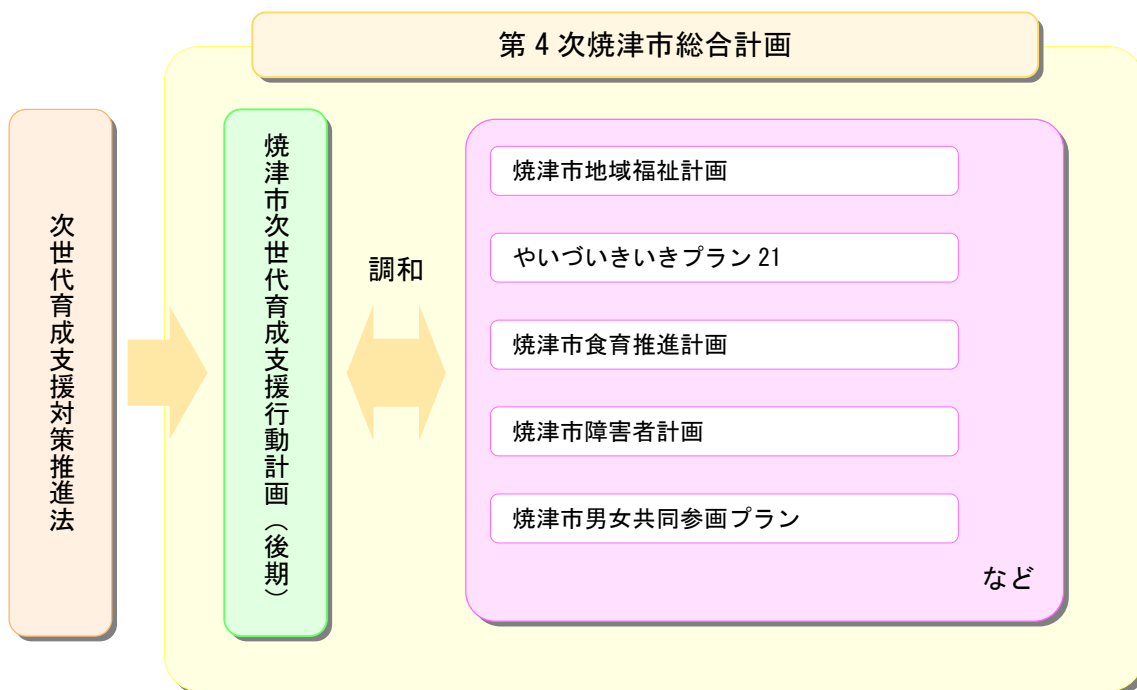
平成20年には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どものいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

本市においても、平成9年3月に「すこやかLand21(焼津市児童育成計画)」、平成17年3月に「焼津市次世代育成支援行動計画」(以下、前期計画という。)を策定し、子育て支援施策を展開してきましたが、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

そのため、社会情勢の変化に対応し、子どもが生まれ、社会の一員として成長する過程を総合的に支援するとともに、市民、地域、行政が連携し、地域社会全体で次世代の育成に取り組んでいくための指針として、前期計画の目標達成年度(平成21年度)到達にあたり、これまで取り組んできた前期計画の見直しを行い、「焼津市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、また、第4次焼津市総合計画の基本的な理念を受け、「焼津市地域福祉計画」、「やいづいきいきプラン21（保健計画）」、「焼津市食育推進計画」、「焼津市障害者計画」、「ほほえみプラン21（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「焼津市男女共同参画プラン」などを踏まえ、子どもが生まれ育っていくライフステージに関する多様な分野と連携し整合を図りながら、今後の焼津市の少子化対策・子育て支援に関する取り組みを推進する総合的な指針となるものです。



### 3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

この計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までを前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とする、2 期 10 年間の計画期間のうち、後期計画にあたるものです。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
前期計画									
				見直し	後期計画				

### 4 計画の策定体制

#### (1) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定に必要な現状分析、ニーズ調査に基づく目標事業量の設定のための基礎資料を得るため、市民アンケート調査を実施しました。

##### ①調査対象

就学前児童（0～5 歳）の保護者から 2,000 人、小学生（1～3 年）の保護者から 2,000 人、合計 4,000 人を無作為に抽出し実施しました。

##### ②調査期間・方法

平成 21 年 2 月 19 日に発送し、平成 21 年 3 月 2 日を回収期限とし、郵便による配布・回収で行いました。

### ③回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	2,000 件	1,060 件	53.0%
就学児童	2,000 件	1,056 件	52.8%
合計	4,000 件	2,116 件	52.9%

#### (2) 「焼津市次世代育成支援行動計画推進地域協議会」の設置

アンケート調査では把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、地域の関係団体、関係機関等の関係者、学識経験者等で構成する「焼津市次世代育成支援行動計画推進地域協議会」を設置し、現在抱えている課題や問題点・要望等について意見交換を行いました。

#### (3) 「焼津市次世代育成支援行動計画（後期計画）庁内策定委員会」及び「庁内策定委員会ワーキンググループ」の設置

次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、「焼津市次世代育成支援行動計画（後期計画）庁内策定委員会」と、その指揮を受け、より実務的な調査、検討を行う「庁内策定委員会ワーキンググループ」を設置し、全庁的な取り組みにより、計画の策定を総合的かつ効果的に行うよう、検討を行いました。

#### (4) パブリックコメントの実施

平成 22 年 3 月 1 日（月）から 3 月 14 日（日）まで、市役所情報公開コーナー、大井川市民サービスセンター、児童課、市ホームページにて資料を公開し、パブリックコメントを実施しました。